

第2編 道路改良事業
第2章 計画と調査
第9節 建築限界

現 行

ページ：2-2-44
1 車道の建築限界

(1)		(2)	(3)
車道に接続して路肩を設ける道路の車道 ((3)に示す部分を除く。)		車道に接続して路肩を設けない道路の車道 ((3)に示す部分を除く)	車道のうち分離帯又は交通島に係る部分
歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路以外の道路の車道	歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道		

図2-2-6

この図においては、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

※H：普通道路4.5m、圧雪、オーバーレイ等の予想される場合は4.7mを標準とする。小型道路は、3.0m、圧雪、オーバーレイ等の予想される場合は、3.2mを標準とする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況の特別の理由によりやむを得ない場合においては、4m（大型の自動車の交通量がきわめて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が行き交うことができる道路があるときは、3m）まで縮小することができる。

※a及びe：車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減した値）。

ただし、当該値が1mをこえる場合においては、aは、普通道路1m、小型道路0.5mとする。

※b：普通道路はH（3.8m未満の場合においては、3.8mとする。）から3.8mを減じた値とし、小型道路は0.2mとする。

※c及びd：cは0.25m、dは0.5m

改 定

ページ：2-2-44
1 車道の建築限界

(1)		(2)	(3)
車道に接続して路肩を設ける道路の車道 ((3)に示す部分を除く。)		車道に接続して路肩を設けない道路の車道 ((3)に示す部分を除く)	車道のうち分離帯又は交通島に係る部分
歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路以外の道路の車道	歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道		

図2-2-6

この図においては、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。 **(追記)**

※H：重要物流道路（道路法第48条の17第1項の規定により指定された重要物流道路をいう。以下同じ。）である普通道路は4.8m、圧雪、オーバーレイ等の予想される場合は5.0mを標準とする。その他の普通道路は4.5m、圧雪、オーバーレイ等の予想される場合は4.7mを標準とする。小型道路は、3.0m、圧雪、オーバーレイ等の予想される場合は、3.2mを標準とする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路（重要物流道路である普通道路を除く。）にあつては、地形の状況の特別の理由によりやむを得ない場合においては、4m（大型の自動車の交通量がきわめて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が行き交うことができる道路があるときは、3m）まで縮小することができる。

※a及びe：車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減した値）。

ただし、当該値が1mをこえる場合においては、aは、普通道路1m、小型道路0.5mとする。

※b：重要物流道路である普通道路はH（4.1m未満の場合においては、4.1mとする。）から4.1mを減じた値、その他の普通道路はH（3.8m未満の場合においては、3.8mとする。）から3.8mを減じた値とし、小型道路は0.2mとする。

※c及びd：cは0.25m、dは0.5m